

# SUZUnoWA

M A T S U S A K A H O J I N K A I



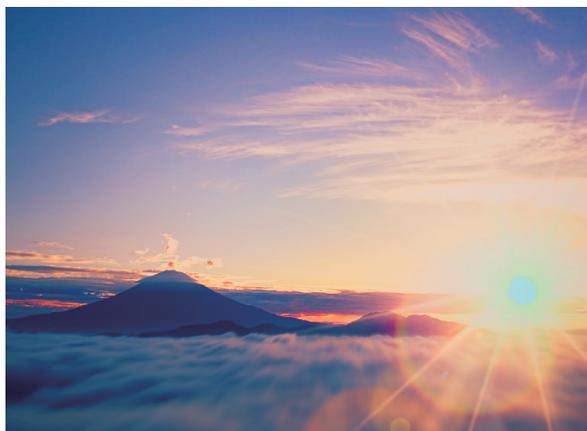
生誕400年。松阪の地から三井グループの礎を築いた  
江戸時代屈指の豪商・三井高利 ——



東都三井店之図 西方寺 所蔵

# Contents

年頭のご挨拶	2
新春対談	3
納税表彰式	5
全国大会	6
歩け歩け大会	7
税務署だより	9
三重県からのお知らせ	12
租税教育事業	13
税を考える週間事業	15
税制改正に関する提言	18
新入会員紹介	20



## 名称 鈴の和

松阪法人会広報誌

この地は、言わずと知れた本居宣長の地。  
その宣長がこよなく愛した鈴。  
法人会の会員一人ひとりが、  
自分のもっているすばらしいものを  
鈴を鳴らすごとく発信し、それをまわりの  
人々へ伝え、そして、絆を深め、  
会の和・三重の和・日本の和・世界の和へと  
鳴り響いていってこれればとの願いからです。  
そして世界中のみんなの手をつなぎ、  
平和の輪(和)になることを願って。

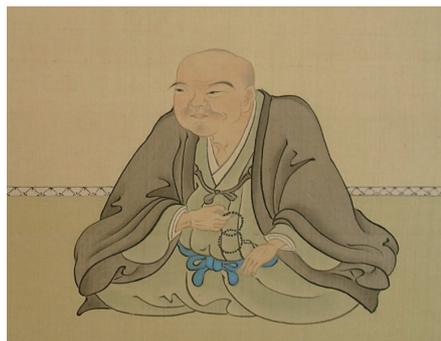
## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

## 三井高利

元和8年

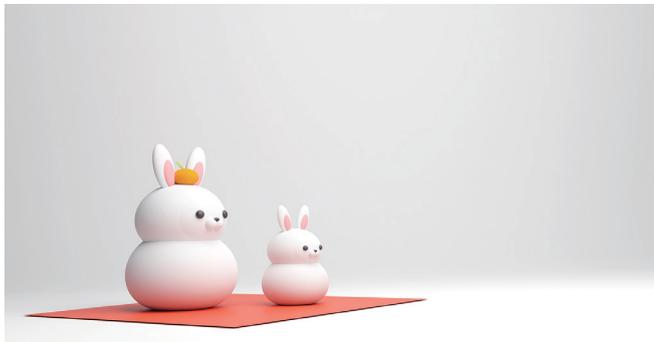
(1622年)、  
松阪の地に生  
を受けた三井  
高利は江戸の  
呉服店で修行  
を積んだ後、松  
阪に帰郷し、商  
売を営みなが  
ら資金を蓄積。



52歳のときに江戸随一の呉服店街で  
ある江戸本町二丁目(現在の日本橋)  
に「三井越後屋呉服店」を開業。あら  
かじめ得意先を回って注文を取り、後  
から品物を届ける「見世物商」や直接  
商品を得意先に持参する「屋敷売」が  
主流だった時代の中で、「現金掛け値  
なし」の看板を掲げて、定価で店頭販  
売する「店前売(たなさきうり)」の画期  
的な商法を行い、大きな成功を収  
めました。

高利が開いた越後屋は明治時代後  
期になって日本初の百貨店「三越呉服  
店」へと発展。三井グループの礎を築い  
た人物として、三井高利は歴史にその  
名を残す存在となっています。

画期的な商法で成功を収めた三井高利。江戸・京都・  
大阪と松阪に呉服店・両替店15軒を経営し、後の三井  
グループの基礎を築き上げた。



名古屋国税局  
課税第二部長



磯 部 剛

令和5年の年頭に当たり、公益社団法人松阪法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

松阪法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとしての責務を果たすべく、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動も実施していただいております。貴法人会は、会員企業と地域社会にとって無くてはならない存在となっております。

私どもにとりましても、皆様のこうした活動は大変心強いものであり、岩間会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表します。

私は、昨年七月の着任以来、機会あるごとに「法人会の皆様は税務の組織にとって強力なサポーターであると同時に、私どもの組織の在り方や税務行政の執行等について、厳しい御意見を頂戴することで、より良き税務行政の執行の道を示してくれるかかりつけのドクターです。」と申し上げてまいりました。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、依然として予断を許さない状況にあります。コロナ禍以前と同様、否、コロナ禍以前にも増して、税務組織の良きドクターとしての御意見をお聞かせいただくよ

う、新しい年を迎えるこの時に、改めてお願い申し上げます。

また、当局におきましては、昨年に引き続き、本年10月に開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、より多くの事業者の皆様へに制度の内容を十分理解していただき、開始に向けた準備が進められるよう取り組んでいるところです。

貴法人会の皆様におかれましては、これまでも登録申請書の早期提出に向けた周知・広報活動や説明会の開催に御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も、皆様の御理解のもと連携を図りたいと考えておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が公益社団法人松阪法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄の年となるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。





### ■ ■ 今年の年末・年始は、どのように過ごされましたか。

署長 大掃除、餅つき、初詣、読書、ゴルフと何かと忙しく過ごしておりました。

餅つきは、杵と臼を使って「ぺったん、ぺったん」とやっています。もち米を蒸し、臼に移して「小突き=杵でお米をすりつぶす」をするわけですが、これがなかなかの重労働で、息を切らしながらの作業です。

電気餅つき機を利用した方が楽ですが、普段外で暮らしている子供たちも帰ってきて手伝ってくれるので、イベントとして毎年継続しています。

### ■ ■ 松阪に着任して半年が過ぎましたが、松阪の印象はいかがでしょう？

署長 「近江国出身の蒲生氏郷が松坂城を作り開府（1588年）。家臣を大切にす氏郷は、長幼や禄高にかかわらず「怨まず、怒らず」を約束事として自由に意見交換させる懐の深い主君」とある雑誌の記事で読みましたが、松阪法人会の皆様をはじめ、各方面の関係者の皆様と触れ合うにつけ、そういった氏郷の精神が今も地域の人々に根付いている、人情味溢れる、歴史深い土地という印象を受けております。兎に角、皆様に助けてもらっているという印象です。

### ■ ■ ご家族、趣味、健康法等についてお聞かせください。

署長 家族は、妻と息子二人（社会人・大学生）、母ですが、二人の息子は家を離れており、現在3人で暮らしております。趣味は「家庭菜園」で、YouTubeを見ながら実践していますが、なかなか上手にいきません。また、多くの時間は草むしりに費やされており、夏の炎天下での作業は苦痛です。それでも、ささやかなものが採れると収穫の喜びを感じまして、また来年も頑張ろうという気持ちになります。これが健康法の一つにもなっている気がします。

### ■ ■ 今の仕事を選ばれたきっかけや理由があればお聞かせください。

署長 税務署に就職するにあたり、特別の志があったわけではありません。税務署すら知りませんでした。大学進学を目指していましたが、父親に公務員も受験せよと言われ、結局は税務署に就職することになりました。就職のきっかけは、強いて言えば父親の一言ですね。

しかし、その後は税務の経験を重ねることができましたし、また子供にも恵まれ、次の世代を担っていく多くの子供たちにより良い社会を残してやりたいと考えております。

折しも、「納税者の利便性を向上させる」ということが、国税庁の組織理念の一つとして掲げられております。今は、微力ながら国のために働きたいと強く思っております。

### ■ ■ 今までの赴任先で最も印象に残った仕事を教えていただけますか。

署長 名古屋国税局の職員は、主に東海4県で勤務しますが、30代の頃に、縁あって国税庁（東京都・霞が関）で勤務しました。国税庁は、財務省の5階に位置し、職員間では「ちょう」や「かすみ」と呼んでいます。全国12国税局・524税務署に指示をだす、いわゆる本社のようなところで、私は主に税務職員の昇格や処遇といった人事業務に携わりました。

異動後1年目は、知識も実力も信用もない全くの役立たずで、毎日夜中の0時頃まで残業し、土日も出勤をするという生活を送っていました。先輩からは役立たずと評価されましたが、もう1年だけ頑張ろうと思い留任を申し出たところ、徐々に仕事も分かるようになってきました。

国税庁の職責は重いと言われているところですが

出席者(敬称略)

松阪税務署長		瀬木 文雄
広報担当副会長	(医)イワサ小児科	岩佐美和子
広報委員長	(株)博栄堂	中西 玉美
広報副委員長	青山電気(株)	青山 竜也
青年部会長	メットライフ生命(株)	萬部 貴史
女性部会長	(株)アンデルセン	西口喜代子
青年部会 広報担当副会長	(株)ミヤテック	宮崎 正弥
女性部会 広報担当副会長	クラギ(株)	竹内 仁代

が、一方でやりがいも感じまして、気づけば9年間で国税庁で過ごすことになりました。今思えば、良く体がもったなと思います。

■ ■ 今後の税務行政についてお聞かせください。

署長 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進めてまいります。これは、デジタルの活用により、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を創るとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくというものです。

具体例をお話ししますと、「納税者の利便性の向上」の観点では、例えば所得税の確定申告では、全体の約8割弱の方が、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告をご利用いただいております。税務署では、さらなら使い勝手の向上に取り組んでおり、最近では、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォンやタブレットに最適化したデザインの画面(スマホ専用画面)で所得税の申告書を作成いただけます。

また、「課税・徴収の効率化・高度化」の観点では、マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と、税務署が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めています。

近年は、経済社会や技術環境は目まぐるしく変化しています。そうした変化に柔軟に対応し、今後とも国民の皆様にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

■ ■ まもなく確定申告期を迎えますが、どのような心構えで臨まれますか？

署長 本年の確定申告は、昨年引き続き松阪税務署に会場を設けます。

例年、納税者の方に、会場で長時間お待

ちいただくことや、申告会場まで出向かれる移動時の危険などが心配されます。また、近年は新型コロナウイルス感染リスクも心配です。

申告会場では、これまでの反省点を踏まえ工夫を重ねていますが、一方で待ち時間を大幅に縮小することや、コロナ感染を完全に防止することは困難であるとも感じています。

また、令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されますが、本年の確定申告期にはこの制度の相談者が、多数来署されることが想定されており、例年以上に確定申告会場が混みあうことが予想されています。

こうしたことから、先にお話ししたとおり、皆様方には、確定申告書はスマートフォンなどを利用したe-Taxで作成していただくとともに、分からないことは国税庁HPのチャットボット(ふたば)や、電話相談を利用するなどして、皆様の時間の節約やリスクの回避等が図られるよう準備をしております。この点は、是非皆様の企業の従業員の方々や、そのご家族・お友達にもお伝えください。



国税庁HP  
チャットボット「ふたば」

■ ■ 松阪法人会に今後期待することはございますか。

署長 松阪税務署長として半年ほどの勤務でしかありませんが、松阪法人会の皆様におかれましては、ご自身の事業でお忙しい中、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、活発な事業活動と組織の拡充強化等に努めておられる様子を伺い知ることができました。

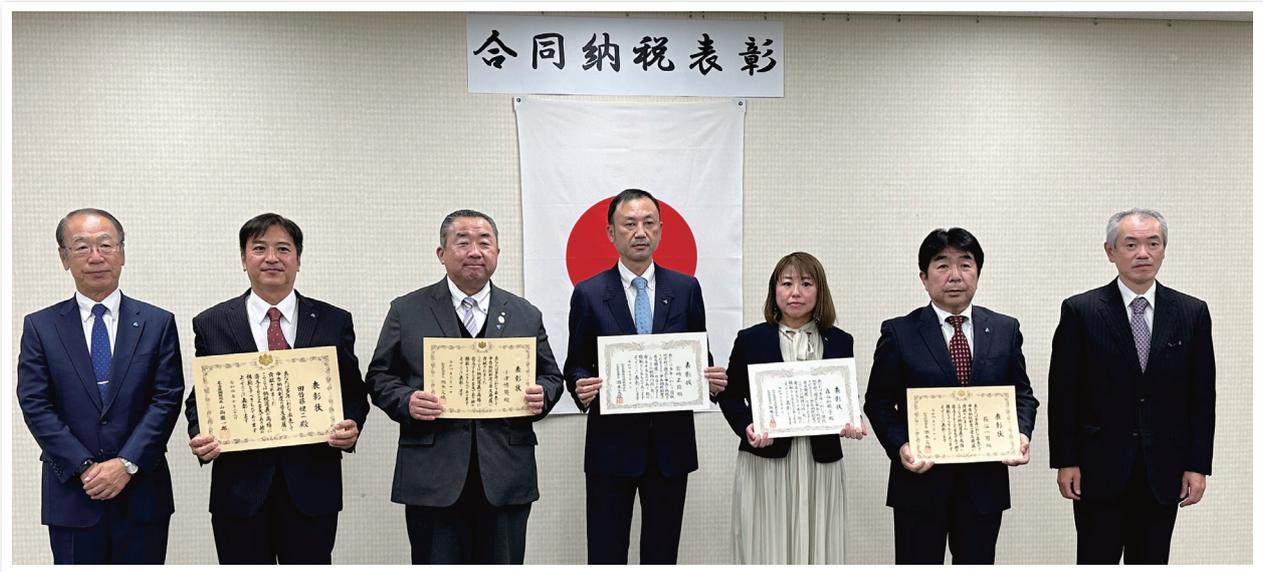
こうした活発な活動を目の当たりにして、大変心強く思うとともに、岩間会長をはじめとする役員の皆様の献身的な御尽力に深く敬意を表する次第です。

今後とも引き続き、税の良き理解者として、納税動議の啓発活動や地域社会への貢献活動を積極的に展開され、円滑な税務行政の推進になお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。



# 令和4年度納税表彰式

2022.11.10



## 名古屋国税局長表彰



株式会社マツザカ  
谷口 宗治氏

この度は、私にとりまして思いがけない、そして過分な評価をいただき身に余る光栄でした。これに満足することなく、更に頂いた評価に値する活躍ができるよう精進してまいります。

また、この度の会場は、名古屋城の見えるホテルで、しかも名古屋国税局長から直接手渡しにて表彰いただけたことは、一生の思い出となりました。本当にありがとうございました。合掌



株式会社田替藤商店  
田替藤 健二氏

この度、名古屋国税局長表彰をいただき、身に余る光栄とただただ恐縮致しております。これもひとえに皆様のご指導、ご協力の賜と心より感謝申し上げます。

この栄誉ある賞に恥じぬよう、引き続き法人会活動を通じて微力ながら納税意識の高揚に取り組んで参りたいと存じます。今後ともよろしくお願いたします。

## 松阪税務署長表彰



長谷電気株式会社  
長谷 一男氏

この度は松阪税務署長表彰を頂き身に余る光栄と感謝申し上げますと共に、身の引き締まる思いです。これもひとえに公益社団法人松阪法人会活動にてご指導、ご鞭撻を頂きました皆様方のお陰様であると改めて感謝申し上げます。

今後も頂きました賞に恥じぬよう、会員皆様と活動に取り組んでまいります。宜しくお願い申し上げます。



タカラ産業株式会社  
西井 真史氏

この度は松阪税務署長表彰の受賞を賜り、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。

まだまだ未熟な私ではございますが、自分の職種を生かしながら、微力ではございますが法人会活動のサポートに励んでまいり所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

この度は誠にありがとうございました。

## 松阪税務推進協議会長表彰



株式会社ミヤテック  
宮崎 正弥氏

この度は松阪税務推進協議会長表彰を賜り、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。

このような表彰をいただきましたのも、ひとえに法人会の活動を通して私にご指導いただきました皆様のおかげだと大変感謝しております。

今後もこの受賞を励みに積極的に法人会活動に取り組む所存でございますので、皆様におかれましては引き続きご指導ご鞭撻のほど賜りますようお願い申し上げます。



株式会社アクティオ  
森谷 和歌子氏

この度は、松阪税務推進協議会長表彰をいただき、身に余る光栄と大変恐縮しております。

今回このような表彰をいただきましたのも、皆様方のご指導、ご協力の賜物と深く感謝しております。

まだまだ未熟な私ではありますが、この表彰を励みとしてこれまで以上に法人会活動に取り組んで参りたいと思っておりますので、今後ともより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

# 全国大会千葉大会

2022.10.13

10月13日(木)千葉県の幕張メッセ 幕張イベントホールにて多数の来賓を招いて全国大会が開催されました。この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研鑽を通じて、より一層連携を深めることを目的に年1回全国各地で開催されています。コロナ禍により、今年は3年振りの集合型開催となりましたが、当日は全国から1,600名の企業経営者が集結し、令和5年度税制改正に関する提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表等が行われ、当会からは8人で参加して参りました。

式典前には安藤優子氏による記念講演「女性がテレビで働くということ」を聴講させていただきました。

大会宣言では、国家的課題である財政健全化、とりわけコロナ対策費の償還財源や少子高齢化・人口減少への対策の検討など、将来世代へ負担を先送りしないための具体的な方策の策定についての重要性を訴えました。また、コロナ禍に加えエネルギーや原材料価格の高騰の影響を受け、経営環境の厳しさが増すなか、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めました。

中井土木株式会社 中井 俊彦



# 第36回全国青年の集い沖縄大会

2022.11.24~25

## 税知識の普及を法人会全国青年の集い2000人の会員が交流

令和4年11月24日(木)、25日(金)に「第36回全国青年の集い 沖縄大会」が沖縄アリーナにて開催され、当青年部会から萬部部会長をはじめ8名で参加しました。

開催1日目の11月24日は、全国から選抜された12の局連代表による「租税教育活動プレゼンテーション」と青年部会(局連)・会員企業の「健康経営大賞」の発表が行われ、夜は「部会長ウェルカムパーティー」が行われました。

2日目の11月25日は、「部会長サミット」から始まり、今大会初めての試みとなる「会員交流分科会」が行われました。法人会青年部会の取組の2つの柱である租税教育活動と、健康経営プロジェクトをテーマに2つの会場に分かれ、それぞれ10組8人程のグループでディスカッションを行いました。他地域の悩みや成功事例を共有出来たことにより、今後に活かせる切っ掛けを貰えました。最後に、まとまった意見を発表する機会があり、緊張感のある学び多い会となりました。

私自身、「健康経営プロジェクト」分科会に参加させて頂きとても刺激を受けたと同時に、皆さんと交流を深めることができました。また、法人会全国青年の集いを通じて「健康経営」に関して、改めて真剣に考える機会を頂いた事に感謝しています。ありがとうございました。今後の活動に生かして行きたいと考えています。

記念講演は、吉村健佑氏(千葉大学医学部附属病院 特任

教授)が「財政健全化につなげる!健康経営の実装と実践」と題し講演されました。

大会式典では、青年部会活動の柱である租税教育活動や部会員増強並びに財政健全化のための健康経営について1年間の取り組みと成果を表彰し、取り組み事例を共有する場となりました。

あいにくの天気ではありましたがエスカーションでは部会員同士の交流を深めることができました。

今後の青年部会活動をして行く為のヒントを沢山得る事ができました。来年は山形県で開催されます。ぜひ皆で参加して、沢山の仲間と会える事を楽しみにしております。

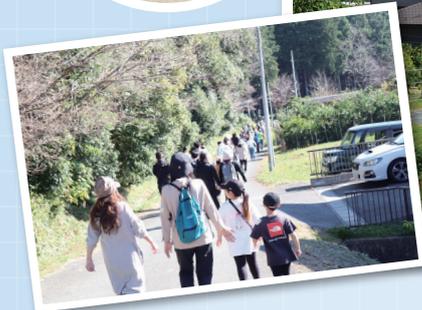
三重塗料株式会社 湊 久幸



# 第26回 歩け歩け大会

2022.11.5

松阪法人会 社会貢献事業 公益法人10周年記念事業



## 歩け歩け大会を終えて

11月5日(土)に開催されました「歩け歩け大会」にご参加いただきました皆さま、ありがとうございました。

「歩け歩け大会」も皆様に支えられ、26年目を迎えることができました。また、今年は公益法人10周年記念事業として開催させていただき、参加された皆様にも例年以上に喜んでいただけたのではないかと自負しております。

今年もたくさんの方から「今年の場所はどこですか?」「楽しみにしています」など、有り難いお言葉をいただき、定員を大きく超えるご応募がありました。その期待に応えるべく、委員会で何度

も会議を重ね準備をしておりました。当日は色々とお不便もかけしたと思いますが、皆様のご協力のもと無事大会を終えることができましたこと御礼申し上げます。

また、開催にあたりお祝いのメッセージを下さいました松阪市長、当日ご支援・ご協力をいただきましたあざか住民自治協議会の皆様、松阪・嬉野歩こう会の皆様、各関係者の皆様、誠にありがとうございました。これからも地域の皆様と一緒に、社会貢献・健康推進事業として「歩け歩け大会」を末永く開催していきたいと考えておりますので、変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

厚生委員会 委員長  
有限会社三協保道 小山 貴志



# AUTOBACS

## 株式会社 ロータス

〒515-0075 松阪市新町1014  
TEL:0598-26-5614 FAX:0598-23-3517



秋晴れの好天気。今年は、阿坂地区の田園風景と阿射加神社を訪ねるコース。ちょっときついが軽快にウォーキング。法人会のウォーキングは、市内の風物詩を巡るものが多くいつも楽しみだ。

快い汗をかき、ゴールの後はお楽しみ抽選会。当たるかなと胸が躍る。これまた最高。スタッフの方々に感謝、感謝。

嬉野歩こう会 会長 山崎 勲

気持ちよい秋晴れの下、公益法人10周年記念事業として第26回歩け歩け大会が開催されました。朝9時20分に阿坂運動公園をロングコースから順次出発し、私はショートコースの皆さんと歩かせていただきました。道中、友人とともに歩かせていただくことで、会議等では味わうことのできない楽しみを発見することができました。公園近くの最後の坂では日頃の運動不足がたたりフラフラな状態でしたが、一緒に歩いている小学生に鉛を貰い、笑いながらなんとかゴールまで歩ききることができました。

今後より多くの方々に親子や友人と一緒にご参加いただき仲間と歩く貴重な時間を味わっていただければと思います。

株式会社松田石油 松田 金幸

天候に恵まれ楽しみにしていた「法人会の歩け歩け大会」に仲間11人と参加させていただきました。毎回いろいろと感の違うコースが用意されていて主催者の方々のご苦労に敬意を表します。

今年は、阿坂地区を散策できるとのことで、来たことがなかったので、とても新鮮で楽しめました。栗畑を抜け木木のトンネルをくぐりながら木漏れ日の中を歩くのはとても気持ちのいいものでした。稲の刈り取られた田の畔に草の刈り取られるもあり、また高く伸びるもあり、段差大きく畔の管理の大変さを感じられる景観もありました。白米城への登山道も整備され多くの登山者が訪れられるとの説明もありました。この日は、入口だけの説明に終わったのは少し残念ではありましたが、是非仲間と共に上ってみたいと思ったところです。日頃わたくしたちが歩いている平地と異なり、起伏もありとても素晴らしいコースでした。

そして何よりは、最後の抽選会が、特別記念大会ということもあり、全員がお土産を頂けみんなで笑顔で帰れたことでした。

また、来年もぜひ参加したいと思っています。ありがとうございました。

阪南市歩こう会 会長 澤村 茂



農業と園芸、家庭菜園の専門店



# 農業屋

つくる人と食べる人をつなぐ農産物直売所



日本最大級の種の通販サイト  
**農業屋.com**



## クラギ株式会社

〒515-0818 三重県松阪市川井町花田 539  
TEL:0598-26-1111(代) <https://nogyoya.jp>

創業 **420** 年  
慶長 8 年

クラギは、SDGsに  
取り組んでいます。



## 電子取引データの保存方法をご確認ください

- ▶ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません**（事前申請等は不要）。
- ▶ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
- ▶ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ▶ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

### ✓ 保存すべき電子データは？

#### 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報 が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書 など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

### ✓ どのように保存する必要があるのか？

#### 改ざん防止のための措置 をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

#### 「日付・金額・取引先」で検索できる ようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

#### ディスプレイ・プリンタ等 を備え付ける

## ✓ 改ざん防止のための措置について

システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、国税庁HPでサンプルを公表しています。

※Wordファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



## ✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

### 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

### 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(例) 2021年1月31日 (株)霞商店からの 110,000 円の請求書なら  
「20210131\_110000\_(株)霞商店」

税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

[イメージ]

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	(株)霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
				⋮
49	20211217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

[イメージ]

	20210131_110000_(株)霞商店.pdf
	20210210_330000_国税工務店(株).msg
	20210228_330000_国税工務店(株).pdf
	20211217_220000_(株)霞商店.msg

## ✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ▶ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただくなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。
- ▶ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための [認証制度](#) があります。  
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。

詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法



取引先のインボイス制度の登録申請について ※申請期限が迫っています!!

登録申請の期限である令和5年3月は確定申告の時期で、申告書に合わせて登録申請する事業者が多くいると考えられます。混み合うことが予想されますので、会員企業の皆様並びに取引先が登録を予定している場合は、早めの申請を促していただくとともに、まだ検討していない場合や登録するか悩んでいる場合には制度について周知していただくか、早めに税務署にご相談いただくようお声掛けをお願いします。

令和4年分の確定申告をされる方へ

令和4年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」を是非ご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

※e-Taxの送信は①マイナンバーカード方式及び②ID・パスワード方式の2通りがあります。①マイナンバー方式にはマイナンバーカード及びマイナンバーカード読取対応のスマホ、②ID・パスワード方式には税務署で発行したID及びパスワードが必要になります。

なお、②ID・パスワード方式は暫定的な対応となりますので、お早目にマイナンバーカードを取得していただくようお願いいたします。



作成コーナー 🔍

確定申告会場のご案内

確定申告会場	松阪税務署 【所在地】 松阪市高町493番地6 (松阪合同庁舎)
開設期間	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日及び祝日は除きます)
受付時間	午前9時～午後4時まで (会場への入場には「入場整理券」が必要です)

※確定申告会場は以前開設していた松阪商工会議所では開設していませんのでご注意ください。

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、又は、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二通りで配付しています(入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)

おって、確定申告期限間際は特に混雑しますので、会場へ来場をお考えの方は、早期の来場をお願いします。



国税庁LINE  
公式アカウント

【問い合わせ先】

松阪税務署 (〒515-8550 松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎2階)

TEL 0598-52-3021 ※自動音声によりご案内しますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

## 令和5年4月から 法人県民税・法人事業税の課税業務を 四日市県税事務所・津総合県税事務所に集約します

法人所在地により県内8県税事務所で行っている法人県民税・法人事業税の課税業務、津総合県税事務所で行っている外形標準課税業務は、令和5年4月から「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2事務所で行います。

法人所在地	令和5年3月まで	令和5年4月から
桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	桑名県税事務所 ☎0594-24-3613	四日市県税事務所 〒510-8511 四日市市新正4-21-5 ☎059-352-0578
四日市市、三重郡	四日市県税事務所 ☎059-352-0577	
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662	
津 市	津総合県税事務所 ☎059-223-5025	津総合県税事務所 〒514-8567 津市桜橋3-446-34 ☎059-223-5028
松阪市、多気郡	松阪県税事務所 ☎0598-50-0511	
伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	伊勢県税事務所 ☎0596-27-5132	
名張市、伊賀市	伊賀県税事務所 ☎0595-24-8024	
尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	紀州県税事務所 ☎0597-23-3419	
※外形標準課税 県内全域	津総合県税事務所法人調査課 ☎059-223-5028	法人所在地により、 上記どちらかの事務所

### 令和5年4月以降

○申告書等の提出(郵送可)及び申告に関わるお問合せ・ご相談は、法人所在地の集約事務所(四日市又は津総合)へお願いします。

※申告書等を最寄りの県税事務所に持参いただいた場合は、集約事務所以外でも受付を行います。また、申告相談等については、電話等により集約事務所へおつながります。

○納付や納税証明書の発行は、これまでどおり8つの県税事務所で行います。

○納税相談は、8つの県税事務所のうち法人所在地を所管する県税事務所で行います。

○電子申告(eLTAX)を利用されている法人は、令和5年3月までに利用届出が審査されていた場合は、集約後の事務所へ自動変換します。令和5年4月以降に届出される場合は、本店又は支店の所在地により、集約後の事務所を選択していただきますようお願いします。

お問い合わせ

税務企画課 ☎059-224-2127 / 税収確保課 ☎059-224-2128

# 松阪子どもフリマ

当日の様子はこちらからご覧ください



今年で7回を迎えた「行ってみよう税! 税探検隊」。毎年、募集を開始すると数十分で定員を超える人気のある事業です。

今回は新しく「松阪子どもフリマ」として、子どもたちがお家から持ち寄った宝物を販売するフリーマーケットを初めて開催しました。

事業の計画をはじめたときは、まだ先の見えないコロナ禍ということもあり、子どもたちが安全に事業に参加できることを最優先事項として、開催場所であるイオンモール明和店や関係各所と入念に打合せをし、感染症対策を徹底しました。

青年部会がフリーマーケットを事業として行うことが初めてでしたので、参加者が集まるかどうかの不安もありましたが、募集開始してすぐに定員が埋まるほどの反響があり安堵しました。

当日は早朝から集合し、メンバー全員で協力して準備を進め、無事開催することができました。来賓として、松阪税務署から瀬木署長にご臨席を賜り、岩間会長から参加者の皆さんにご挨拶いただきました。

まずはじめに、オリエンテーションとして子どもたちと消費税についての勉強をして販売開始!

14時の終了時刻までたくさんのお客様に

足を運んでいただき、子どもたちも自分たちで準備した商品を販売し、お金をもらうという体験をとっても楽しんでいる様子でした。

このフリーマーケットは、商売を体験することでお金についての理解を深め、税金や経済の仕組みを学ぶことを目的としたもので、フリーマーケットでは本来適用されない消費税を税金を学ぶために仮想で設定し、その消費税分をご後援いただいた松阪市教育委員会を通じて松阪市へ寄付させていただきました。

皆様のご協力により素晴らしい事業を実施することができたと感じております。今後も青年部会として多くの方々にとって有意義な事業を開催できるように励んでいきたいと思っております。

森井電気工業株式会社 森井 数馬

衛生環境を整える  
**DUSKIN**

**ダスキン マツザカ**  
松阪市宝塚町108-3  
TEL: 0598-23-3373

**ダスキン 伊勢支店**  
伊勢市小俣町相合463-3  
TEL: 0596-29-5844

**ダスキン 紀伊長島支店**  
紀北町東長島368-1  
TEL: 0597-47-5558

**ダスキン 津**  
津市納所町41-7  
TEL: 059-253-8321

**Health Rent**  
ヘルスレント

**ヘルスレント三重南ステーション**  
松阪市宝塚町108-3マツザカ第2ビル  
TEL: 0598-31-2526

**ヘルスレント伊勢ステーション**  
伊勢市上地町1177-2  
TEL: 0596-63-6281

**ヘルスレント三重中ステーション**  
津市納所町41-7  
TEL: 059-253-1717

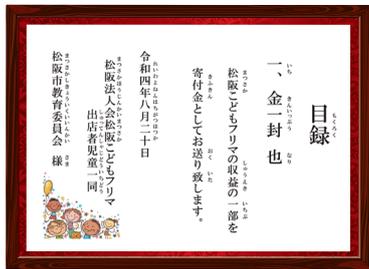
**ヘルスレント三重北ステーション**  
四日市市西松本町14-26  
TEL: 059-340-9955

**株式会社マツザカ**

松阪市宝塚町108-3  
TEL: 0598-23-3373  
<https://www.d-matsuzaka.co.jp>

## 参加者からの感想

- ・普段フリーマーケットの時に、自分で接客などしたことがなかったから少し迷ったけど、楽しかったです。
- ・スタッフの方からお声かけいただいたり少し交流できましたが、せっかくの機会なので、親は不在でスタッフの方のサポートの中で、開催するのも良いのかなと思いました。私はゆったりと参加することができて、楽しかったです。色々とお世話になり、ありがとうございました

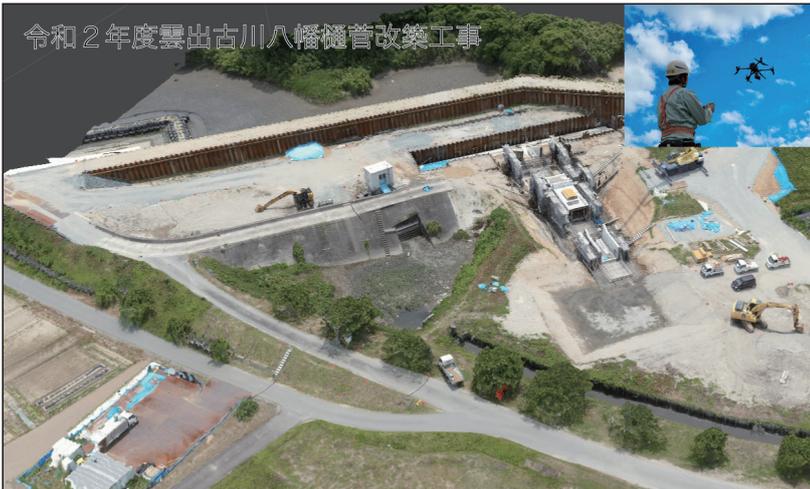


公益社団法人 松阪法人会  
行ってみよう祝！税探検隊 松阪子どもフリマ出店者御一同様

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、この度あなた様には松阪市教育行政に深いご理解をよせられ貴重なご寄附を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。ご寄附の全品につきましては、ご芳志にそい活用させていただきます。  
今後とも、ご寄附を市教育行政に役立てるよう尽力いたす所存でありますので、皆様には一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。  
まずは略儀ながら寸書をもってお礼のご挨拶といたします。  
令和四年九月吉日

松阪市教育委員会 教育長 中田 雅喜

## 令和2年度雲出古川八幡樋管改築工事



この左の写真は当社が受注した工事をドローン(Matrics300RTK)に搭載されたカメラで撮影したものです。異なる視点の写真を連続撮影し写真から3次元形状を計算するソフトによって小さな点が多数作られ、左のような写真になります。ちなみにこの写真には3,600万個の点があり、それぞれに縦、横、高さの3点のデータを持っています。これらのデータを用いて施工が設計通りにできているかの判断に使われます。

**中井 中井土木株式会社**

〒515-0005松阪市鎌田町2 7 4-4  
TEL 0598-51-7565  
<http://www.nakai-kk.co.jp>  
e-mail [info@nakai-kk.co.jp](mailto:info@nakai-kk.co.jp)

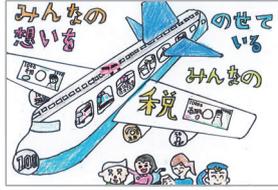
入賞作品

松阪税務署長賞



松阪市立第五小学校 5年 中谷 采芽 さん

松阪 法人会長賞



松阪市立花岡小学校 6年 中村 拓海 さん

教育長賞



明和町立大淀小学校 5年 榊原 滯 さん

女性部 会長賞



松阪市立花岡小学校 6年 伊藤 唯桃 さん

優秀賞



松阪市立天白小学校 6年 奥山 由羅 さん



松阪市立幸小学校 6年 河埜 友惟子 さん



松阪市立第三小学校 6年 垣外 陽音 さん



多気町立勢和小学校 6年 森井 桜瑚 さん



松阪市立天白小学校 6年 北村 倅右 さん



松阪市立射和小学校 6年 木地 美々香 さん



口座開設は便利な三十三銀行へ！



POMPOMPURIN © 2022 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L632003

＼ FOLLOW ME! ／  
インスタグラム  
公式アカウント



三十三銀行

本店：四日市市西新地 7 番 8 号

イオンモール明和ハナショウブの広場において、「第12回税に関する絵はがきコンクール」入選作品を11月12日(土)～13日(日)に展示させていただきました。

今年も関係者のご協力のもと、管内小学校21校から474点の応募をいただきました。時代を担う児童の作品はどれもアイデア溢れる素晴らしい作品ばかり。

展示作品を見学されている親子も「どの絵も上手ですね。」と感心されていました。

大倉自動車部品株式会社 大倉 亜由美



## 税金展

2022.11.12～13



## 表彰式

2022.12.14



12月14日(水)華王殿にて「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が行われました。今年で12回目を迎えた絵はがきコンクール。多数の素晴らしい作品の中から10作品が入賞されました。

今年の表彰式は理事会と署長講演会の後、ご来賓の皆さまと大勢の理事の皆さまにご列席いただき挙行され、一人一人に賞状と記念品が授与されました。入賞された児童は緊張された表情で保護者の方と出席されましたが、いざ表彰式になると皆さんキリッとした誇らしげな表情に。

これからも絵はがきの応募を通じて、子ども達に税の大切さや役割について理解を深めてもらいたいと思います。

吉村建設有限会社 吉村 真美



子育ての喜びを味わってほしいと  
母親の立場に立った診療を  
心掛けています。



WE LOVE EGGS 医療法人  
**イワサキ小児科**

理事長 岩佐 敏秋  
院長 岩佐 正

〒515-0043  
三重県松阪市下村町527  
TEL:0598-29-0051

# 署長講演会と税トーク

2022.10.18



10月18日、市民活動センター大会議室にて税務署長の講演会が行われました。コロナ禍が収まらない中での開催に対し、税務署から5名の方が講師としてご参加下さったことに感謝申し上げます。感染対策として参加者は最小限の人数ではありましたが、岩間会長の挨拶に始まり、瀬木松阪税務署長様の日頃聴くことの出来ない「税務署の仕事」についての講話は大変勉強になりました。また、税トークでは参加者が選んだテーマに沿って興味深い税金のお話を各講師から聞かせて頂きました。

その後、場所を移動し昨年は開催出来なかった交流会を行いました。久しぶりに和気あいあいと新しい情報や意見交換ができ、楽しく有意義な時間となりました。

株式会社 ロータス 平井 仁

# 署長講演会と税金クイズ

2022.11.29

11月29日、華王殿・ジョージアにて『税務署の仕事』を演題に瀬木松阪税務署長に講演いただきました。「向き不向きよりも前向きな気持ちで仕事をする事が大切である。」との長く人事に携わられた瀬木署長ならではのお話には深く感銘を受け、改めて自分の仕事ぶりを見直すきっかけを頂きました。

講演会に先立ち行われた恒例の税金クイズ表彰式では、クイズを出題して下さった武田統括官による解説があり、税金の歴史や今後導入されるインボイス制度など多岐にわたる問題に今年も勉強させて頂く事が出来ました。

株式会社サンキョーレタリース 森岡 弓子



# 令和5年度税制改正に関する提言

2022.12.1

## 提言書を市へ提出

法人会は、毎年公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のオピニオンリーダーとして税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

今年も『令和5年度税制改正に関する提言』がまとまり、12月1日(木)千原税制委員長をはじめ5名で松阪市庁舎を訪問し、竹上市長、山本市議会議長、米倉市議会副議長に提言書を手渡し、税制改正について要望しました。



## 第29回情報交換会

2022.11.1

第一部では四日市法人会女性部会より租税教室で実際に使われている「ゲゲゲの鬼太郎」の紙芝居をご披露いただきました。参加者全員が紙芝居のどの役でもこなせるとのことで、完成度が高く、練習を重ねていらっしゃるのがよく分かりました。「小学生になったつもりでご覧ください」とのアナウンス通り、童心に帰り楽しく拝見いたしました。

第二部は四日市出身の高川裕也様の公演を拝聴いたしました。

引き続き久しぶりに開催された懇談会にも参加し、実際にお会いすることにより情報の共有を実感でき、有意義な時間となりました。十分な対策の上で交流の場をご用意いただいたことに感謝いたします。

株式会社SECOND SCRUM INC. 林 華



人、生活、自然、明日の地域の夢へ



<http://www.nishigumi.co.jp/>

【土木部】

本社 / 〒519-2631 多気郡大台町岩井635-1  
TEL 0598-78-3211  
FAX 0598-78-3213

【建築部】

多気営業所 / 〒519-2181 多気郡多気町大字相可1561-1  
テナント大安105号  
TEL 0598-31-3301  
FAX 0598-31-3422

ベーカリー&カフェ



ローゼンボルク

☎ 0598-52-5511

松阪市中央町 453 (松阪警察署前)

200円商品引換券

※1,000円以上のお買い上げでご利用できます。  
※1Fのみお使いいただけます。  
※会計時にお渡しくささい。

有効期限: 令和5年2月28日

# 相続法の改正における

## 税務上の注意点

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

【筆者紹介】 税理士 山宅 孝道 (やまけ・たかみち)

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に平成25年7月退職。埼玉県さいたま市で税理士登録。近著『土地評価の基礎と実務』（共著、税務経理協会）、『令和4年版税制改正経過一覧ハンドブック』（共著、大蔵財務協会）。



**リサ** 最近、相続のことが気になっています。平成30年に相続のルールが改正されたと聞きましたが、どのように改正されたのでしょうか。



**サキ先生** 平成30年7月に民法で相続を規定している部分、いわゆる相続法が改正されました。これは昭和55年以来の大きな改正で、具体的には①自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能(平成31年1月13日施行)、②預貯金の払戻し制度の創設(令和元年7月1日施行)、③遺留分制度の見直し(令和元年7月1日施行)、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能(令和元年7月1日施行)、⑤配偶者居住権の創設(令和2年4月1日施行)、⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能(令和2年7月10日施行)などの措置が行われました。

例えば、自筆証書遺言は、作成後の紛失や、相続人によって隠匿もしくは変造されるおそれがありましたし、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見され共同相続人間での紛争を生じさせる原因にもなり得ました。これらの問題を防止するために、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。



**リサ** 税務上、取り扱いが変わったことはありますか。



**サキ先生** まず、配偶者居住権の創設により、配偶者居住権の評価をすることになりました。また、遺留分制度については、改正前の民法では、減殺請求によって当然に遺留分権利者に所有権等の権利が帰属する物件の効果が生ずることされていたため、遺贈または贈与の目的財産は受遺者と遺留分権利者との共有状態になることが多くあり、共有関係の解消をめぐる新たな紛争も生じていました。そこでこのようなことを回避するため、遺留分権利者およびその承継人は、受遺者または受贈者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができることになりました。



**リサ** 配偶者居住権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。



**サキ先生** 配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者とその配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意や放棄により消滅した場合、建物等所有者が、その消滅直前に、配偶者が有していた配偶者居住権の価額に相当する利益または土地を使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額が、配偶者から贈与によって取得したものとされます。



**リサ** 遺留分侵害額請求権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。



**サキ先生** 受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象になります。例えば、遺留分侵害額が3000万円であり、受遺者が相続した3000万円の土地を遺留分権利者に金銭に代えて分与した場合、受遺者は土地を3000万円で譲渡したことになり譲渡所得について課税になります。また、分与を受けた遺留分権利者はその土地を3000万円で取得したことになります。



**TSUNAGU**  
Project by KAODEN

ふたりの家族、二人のふるさとを  
つなぐウェディング

ご婚礼ご宴会等  
承っております!

華王殿

〒515-0011 三重県松阪市高町505番地  
TEL:0598-51-4122(代表)  
<http://www.kaoden.co.jp>

# 新 入 会 員 紹 介

2022年1月～12月／支部別・敬称略（情報公開同意会員掲載）

会 員 名	代 表 者	所 在 地	業 種 名	支 部 名
(有)四季和フーズ	奥田 和司	松阪市伊勢場町673-1	食品加工業	第5支部
ジャバタイスカヴァティ(株)	東 奈緒	松阪市町平尾町232-15	エステ・整体・ヨガ	第6支部
(株)谷岡	谷岡 伸郎	松阪市大黒田町408-2	畜産業	第7支部
AINI	中世古 舞	松阪市泉町1301-1 メゾンアンフィニC202	美容	第7支部
ペリチェ興業	水谷 龍成	松阪市大黒田町1723-8	建設	第7支部
中村 真視	中村 真視	松阪市宮町261-15	建設業	第8支部
青山設備(株)	青山 昌博	松阪市殿村町670	設備工事業	第9支部
(株)さくら会館	榎井 俊一	松阪市久保町1905-5	葬祭業	第10支部
マルダイ建築(株)	日置 大介	松阪市駅部田町1064-1	建設業	第10支部
城内板金	城内 良太	松阪市久保町502-182	板金工	第10支部
(株)大姫	加藤 大使	松阪市小野江町644-1	業務請負業	第12支部
末永塗装	末永 将真	松阪市西肥留町192-3 エルシャトー2C棟202	建設業	第12支部
(株)SINCERO	三浦 康寛	多気郡明和町金剛坂777-21	針灸	明和支部
(株)南山組	南山 慶太	多気郡明和町山大淀3009	建設業	明和支部
手打ちそば 伊勢翁	伊藤 愛三郎	多気郡多気町ヴィンソン672-1 旨味15	飲食業	多気支部
レージュ	山本あゆみ	鳥羽市幸丘1040-9	美容	その他

## 健 診 の ご 案 内

済生会松阪総合病院は地域のみなさまの予防医学に取り組んでいます

### PET/CT健診

コース・検査内容は折り込みチラシをご覧ください

松阪法人会会員価格 **102,300**円(税込)～

### 脳ドック

●頭部MRI・MRA、頸動脈超音波検査、血液検査、心電図検査、認知機能検査

松阪法人会会員価格 **30,000**円(税込)

### すい臓検診

**NEW** すい臓や胆のう・胆管などを調べます

●MRCP(MR胆管膵管検査)、腹部超音波検査、血液検査

松阪法人会会員価格 **31,000**円(税込)

その他、人間ドック・企業検診等各種健康診断も取り扱っております

お問い合わせ



済生会松阪総合病院 健診センターあさひ

☎ 0598-52-6052【直通】(月～金 9:00～16:00)

つながりにくい場合は 0598-51-2626(病院代表) までお願いします

※ご予約の際には必ず松阪法人会会員様とお申し付けください



病院ホームページ



# Business Guard



## AIG 損保

### 会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

**法人会のハイパーメディカル**  
社社で入る医療補償



業務災害総合保険  
 疾病入院医療費用保険金・  
 疾病入院医療保険金 等セット

**法人会のハイパー任意労災**  
地震災害のリスクをガード  
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険  
 地震・噴火・津波危険補償特約  
 等セット

### 充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス (24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

## AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

三重支店

〒514-0036 三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル

TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(22-073001)



## 松阪市健診センター

(公益社団法人 松阪地区医師会)

### 年に一度は健康診断を受けましょう

松阪市健診センターでは、  
 巡回バスによる出張健診や当施設内での  
 各種健診を実施しています。  
 どなたでもご利用頂けますので、  
 まずはお気軽にご予約、  
 お問い合わせの電話をください。

松阪市殿町1550番地  
 (松阪市民病院 新館内)

## 松阪市健診センター

### 予約課

## 0598-23-7563

半日ドックI、II

脳ドック

労働安全衛生法による定期健康診断、特殊健診

雇入時健康診断

全国健康保険協会 生活習慣病予防健診

特定健康診査・後期高齢者健診

がん検診

### 巡回バスによる出張健診

### 営業課

## 0598-23-7561

20名様以上で

ご相談させていただきます

## 臨床検査センター

## 0598-23-7535

学校検診

食品衛生法に基づく検便検査

病院・診療所の血液検査等



## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

三重支店伊勢営業所/三重県伊勢市二俣1-1-24スクエアモリタ1F  
TEL 0596-28-4475

**AIG** AIG損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養生町4-1森永三重ビル  
TEL 059-226-3911

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8



## 謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とそのご家族の皆様には

安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに

ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和五年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森 1-3-23  
四日市中央通りビル 6F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

# 橋下 徹 氏 講演会

in  
松阪

2023年10月25日(水)



詳細は7月頃ホームページにて

松阪法人会



## 法人会に 入りませんか?

法人会は、税に関する活動で  
企業や社会に貢献します!

ご入会待ち  
しています!



法人会って、  
どんな団体?



4分で  
法人会を  
知る!

スペシャルムービー  
公開中!

### 電子申告で 効率UP! e-Tax

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続きがインターネット  
で行えます。



### 納税には ダイレクト納付が 便利です!

#### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略 (注)

還付が  
スピーディー

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。